

▶▶▶ 申告に必要な主なもの

- 印鑑(認め印)
- 給与、公的年金等の源泉徴収票、各種支払調書等収入の分かるもの(金額に関係なく全て必要)
- 営業、農業、不動産等の収支内訳書(ご自身で作成しておいてください)
- 各種控除証明書等(国民年金保険料納付証明書、生命保険・地震保険の控除証明書、任意継続保険料領収証など)
- 各種保険料納付済通知書等(国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険)
- 平成24年中の医療費領収証(必ず事前に集計を

お願いします)、おむつ使用証明書・ストマ用装具使用証明書など医療費控除に必要な各種証明書など

- 所得税が還付になる人は、申告者名義の口座番号が分かるもの
 - 昨年までに e-Tax を利用して申告した人は、利用者識別番号通知書(市・県民税の申告の場合は不要)
- ※申告内容によっては、他に書類が必要となる場合があります。

私は申告が必要?不要?

確認してみましょう

この図は、申告が必要かどうかを簡単に判断するための目安ですので、当てはまらない場合があります。

